

令和4年度 大洲喜多特別養護老人ホーム事務組合
特別養護老人ホーム神南荘
会計年度任用職員採用試験案内

令和4年4月1日

大洲喜多特別養護老人ホーム事務組合
組合長 二宮 隆久

大洲喜多特別養護老人ホーム事務組合（特別養護老人ホーム神南荘）の非常勤職員制度（嘱託職員・臨時職員）は、法律の改正により、令和2年4月1日より会計年度任用職員制度に移行されています。つきましては、新たに会計年度任用職員を募集し、次のとおり採用試験を行います。

＜応募受付期間＞

令和4年4月1日(金)から随時受け付けます。

(月曜日から金曜日までの午前9時00分から午後5時00分まで)

＜受験資格＞

応募にあたり、地方公務員法第16条の規定に基づき、以下に該当する方は受験できません。

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・ 大洲喜多特別養護老人ホーム事務組合として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

＜職種別応募資格＞

- A 介護職 問わない
B 看護職 正看護師の有資格者
C 介護支援職 介護支援専門員の有資格者

＜選考試験の実施日・試験方法＞

選考試験は、随時実施します。具体的な試験日については、志願者へ施設から連絡します。

書類審査	申込書にある志望動機、自己PR、資格・免許、経歴などの内容の審査を行います。
口述試験	関係部署の担当者による面接により、主として職務適性、コミュニケーション能力、パソコン操作力等の評価を行います。

※書類審査及び口述試験の結果を総合的に勘案して可否を決定します。

<最終合格者発表>

随時、受験者に郵送等で通知します。

※合否結果について、電話による問い合わせにはお答えできません。

<応募方法>

- ・提出書類の受験申込書（事務組合共通の様式）は、大洲喜多特別養護老人ホーム事務組合神南荘でも配付します。また、神南荘ホームページからもダウンロードできます。
- ・郵便で申込書を請求される場合は、封筒の表面に「会計年度任用職員採用試験受験申込書用紙請求」と朱書きし、用紙に「会計年度任用職員採用試験受験申込書用紙請求」と記し、住所・氏名・連絡先（電話番号）を必ず記入の上、返信用切手84円を同封して請求して下さい。

<提出方法>

提出書類を入れた封筒の表面に「会計年度任用職員採用試験受験申込書在中」と朱書きし、封筒の裏に差出人の住所・氏名を明記のうえ、郵送または持参にて提出してください。

※持参の場合、土・日・祝日は受け付けません。

※なお、提出書類は返却いたしません。予めご了承ください。

【提出先】 〒795-0301 喜多郡内子町五十崎甲881番地
特別養護老人ホーム 神南荘

<区分・職種・業務内容・任用予定人数>

区分	職種	番号	業務内容	勤務部署	フルタイム 任用予定人数	パートタイム 任用予定人数
A	介護職	1	介護業務	特養	若干名	—
B	看護職	2	健康管理	特養	1名	—
C	介護支援専門員	3	介護計画作成	特養	1名	—

<勤務条件 他>

勤務形態	フルタイム会計年度任用職員 (週の勤務時間が38時間45分)	パートタイム会計年度任用職員 (週の勤務時間が38時間45分未満)
任用期間	<ul style="list-style-type: none"> ① 原則として令和4年4月1日～令和5年3月31日までの間に、本組合の会計年度任用職員として任用します。 ② 任用から1ヶ月間(勤務時間が15日以上になるまで延長)は、条件付き採用期間となります。 ③ 任用期間は一会計年度内ですが、勤務成績により3年を上限として再度の任用を行う場合があります。 	
勤務日	<ul style="list-style-type: none"> ・職種・部署等においては、シフト勤務制となりますので、それぞれの勤務表での勤務となります。また、職種・部署により、土・日・祭日の勤務があるなど勤務形態が異なります。 	
勤務時間	<ul style="list-style-type: none"> ・週5日勤務で1週間当たり38時間45分です。また、部署により夜間勤務があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・週勤務日数及び1週間当たりの勤務時間は本人との協議で決定します。
勤務場所	喜多郡内子町五十崎甲881番地	特別養護老人ホーム神南荘
給与	<ul style="list-style-type: none"> ・初任給(別表1:給与等【初任給】を参照)を基礎として、本組合(正規職員及び嘱託職員)として同一業務の職歴を有する場合、その職歴に応じて給与月額を決定します。(現在嘱託職員の方は、現在の賃金水準を考慮します)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・初任給(別表1:給与等【初任給】を参照)を基礎として、 ① 日額の場合は、月額を21日で除して日額を算出します。 ② 時間給の場合は、月額を162.75(21日×7.75h)で除して時間給を算出します。
諸手当	<ul style="list-style-type: none"> ・給与関係の条例、規則等の定めるところにより、通勤手当、期末手当等が支給されます。(その他、一定の条件のもと、退職手当の支給があります。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・給与関係の条例、規則等の定めるところにより、費用弁償(通勤手当相当額)、期末手当等が支給されます。
休暇	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務体系及び継続勤務の期間に応じて年次有給休暇を支給します。(最大20日給付) ・特別休暇あり。(夏季休暇・病気休暇、育児休暇等) 	
社会保険	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険・厚生年金保険、雇用保険の適用があります。(連続する通算任用期間が1年を超えた場合は、職員共済組合に加入します。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・給与関係の条例、規則等の定めるところにより、健康保険・厚生年金保険、雇用保険に加入します。
公務災害	<ul style="list-style-type: none"> ・公務災害補償制度が適用されます。(連続する通算任用期間が1年を超えた場合は、地方公務員災害補償法に基づく制度が適用されます。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・公務災害補償制度が適用されます。
服務規程	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公務員に規定するサービスの各規定が適用されます。(サービスの宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の禁止、営利企業等への従事等の制限) 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・給与支払日:毎月17日(但し、時間外勤務手当などの実績に応じて支給する手当については、翌月17日) ・健康診断、ストレスチェック制度あり。 	<ul style="list-style-type: none"> ・給与支給日:翌月17日 ・健康診断、ストレスチェック制度あり。

別表 1 : <給与等【初任給】>

ア. フルタイム勤務

主 な 職 種	月 額
介護職（介護福祉士資格無）	163,100円
介護職（介護福祉士資格有）	182,200円
正看護師	192,200円
介護支援専門員	185,500円

<その他>

- ・各職種の詳しい業務内容や勤務条件など、その他不明な点につきましては、下記までお問い合わせください。

<問い合わせ先>

〒795-0301 喜多郡内子町五十崎甲881番地
特別養護老人ホーム 神南荘
TEL 0893-43-1901 FAX 0893-43-0910